

アミュー・道路・再開発など 28項目を通告

都市経済常任委
決算審査
9月29日(火)
栗山香代子議員

社会的な居場所づくり支援事業＝事業内容と参加者の人数。25年度との変化は。24年度モデル事業で出発、財源はどうに変わったか。

生活保護費支給事業＝26年度で変わった内容。振り込みと現金支給の割合は。受給者の実態の掌握は。障害者就労施設等から物品等の調達＝目標と実績は。他の部署への働きかけは。

がん検診事業及び健康診査事業＝受診率の推移と、引き上げの対策は。

斎場施設整備事業・斎場維持管理事業及び斎場運営事業＝終焉の場にふさわしい施設整備、環境づくりのための対策は。

緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助金＝雇用創出への効果は。事業終了後の状況は。住居表示整備事業＝基礎調査の認件数の推移は。市の有資格者聴いているか。

建築確認申請等手数料＝建築確認件数の推移は。市の有資格者聴いているか。

中小企業退職金等共済掛金補助金＝実態をどう把握しているか。企業への働きかけは。

市街地活性化事業＝特に中心市街地空き店舗対策について、補助対象店舗の推移は。

企業立地元気アップサポート事業＝奨励金等の効果は。企業訪問での反応は。

アミューあつぎ維持管理事業＝改修間もないが、施設修繕の状況は。交流プラザ利用にかかる展示物・資機材などの搬入は。

アミューあつぎ地下駐車場使用料＝市民交流プラザ利用者にとって使い勝手はどうか。声をどう聴いているか。

緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助金＝雇用創出への効果は。事業終了後の状況は。住民の意見はどう応えたか。

中小企業退職金等共済掛金補助金＝実態をどう把握しているか。企業訪問での反応は。

栗山香代子議員は9月29日(火)都市経済常任委員会で次の項目について審査します。

一般会計

アミューあつぎ地下駐車場使用料＝市民交流プラザ利用者にとって使い勝手はどうか。声をどう聴いているか。

緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助金＝雇用創出への効果は。事業終了後の状況は。住民の意見はどう応えたか。

栗山香代子議員は9月29日(火)都市経済常任委員会で次の項目について審査します。

観光費＝観光客入込み数減少の原因と対策は。

道路施設維持管理事業＝業務委託の内容は。街路樹等管理の詳細は。

道路台帳事業＝事業の目的と委託業務の内容は。

放置車両撤去処分事業＝市内における放置車両の現状とその対応は。

土木総務事務経費(建築課)＝当初予算との差は。

道路用地取得事業＝後退・未登記の実態は。

スマートインターチェンジ整備事業及びスマートインターチェンジ整備促進事業＝路線による整備率は。

高規格道路整備促進事業＝捲状況はどうか。

公共交通施設事業＝安全施設整備方針と、市民要求への対応は。

都市サイン計画事業＝まちの変化に対応するための方策は。

公債費＝償還額及び年度末残高について。

公共用地取得事業

市町第2-1-2地区周辺整備事業＝委託内容と次年度に向けた検討は。

国民健康保険事業＝受診率を向上させるための方策は。

特定保健指導事業＝対象者の推移は。

国民健康保険事業基金積立金＝基金の目的と推移、活用状況は。

介護保険事業＝受診率を向上させるための方策は。

病院事業会計＝医業費用給与費の内訳は。

介護認定審査会運営費＝審査会の構成、申請から認定までの流れは。期間短縮の対策は。

後期高齢者医療事業＝受診率の推移と、向上のための対策は。

後期高齢者医療事業

介護保険料収納＝納付方法は。未納者の状況は。

介護認定審査会運営費＝審査会の構成、申請から認定までの流れは。期間短縮の対策は。

社会的な居場所づくり支援事業＝事業内容と参加者の人数。25年度との変化は。24年度モデル事業で出発、財源はどうに変わったか。

生活保護費支給事業＝26年度で変わった内容。振り込みと現金支給の割合は。受給者の実態の掌握は。障害者就労施設等から物品等の調達＝目標と実績は。他の部署への働きかけは。

がん検診事業及び健康診査事業＝受診率の推移と、引き上げの対策は。

斎場施設整備事業・斎場維持管理事業及び斎場運営事業＝終焉の場にふさわしい施設整備、環境づくりのための対策は。

国民健康保険事業＝受診率を向上させるための方策は。

特定保健指導事業＝対象者の推移は。

国民健康保険事業基金積立金＝基金の目的と推移、活用状況は。

介護保険事業＝受診率を向上させるための方策は。

病院事業会計＝医業費用給与費の内訳は。

介護認定審査会運営費＝審査会の構成、申請から認定までの流れは。期間短縮の対策は。

後期高齢者医療事業＝受診率の推移と、向上のための対策は。

介護保険料収納＝納付方法は。未納者の状況は。

介護認定審査会運営費＝審査会の構成、申請から認定までの流れは。期間短縮の対策は。

10月の法律相談
10月1日(木) 13時30分～
前日迄の連絡を！